

徳島大学人権委員会規則

平成11年9月24日
規則第1444号制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学における人権の擁護等に関する規則（以下「人権擁護規則」という。）第8条第3項の規定に基づき、徳島大学人権委員会（以下「人権委員会」という。）の所掌事項、組織等について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、人権擁護規則第8条第2項に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 人権擁護に関する教育及び研究に関すること。
- (2) 人権擁護及び人権侵害の防止等の啓発に関すること。
- (3) 人権擁護及び人権侵害の防止等に関する学内の研修等に関すること。
- (4) 人権擁護に関する調査及び資料の整備に関すること。
- (5) その他人権擁護推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 保健管理・総合相談センター総合相談部門長
- (3) 各学部（学部に併任された大学院教員を構成員として含む。）、大学開放実践センター、疾患酵素学研究センター、情報センター、疾患プロテオゲノム研究センター及び国際センターから選出された教員 各1人
- (4) 病院から選出された教員及び教員以外の職員 各1人
- (5) 事務局から選出された職員 2人
- (6) 医歯薬事務部、総合科学部、工学部及び病院から選出された事務系職員 各1人

2 前項第3号から第6号までの委員は、学長が命ずる。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第6号までの委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長2名を置き、第3条第1項第2号から第4号までの委員のうちから委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 人権擁護規則第8条に定める事項のうち、実施に迅速性を要するものについては、前2項の規定にかかわらず、委員長及び副委員長の合議により実施することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の所掌事項、組織その他必要な事項については、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成11年9月24日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に選出される第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
附 則（平成12年3月17日規則第1489号改正）抄
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則（平成13年9月21日規則第1671号改正）
この規則は、平成13年9月21日から施行する。
附 則（平成14年3月27日規則第1709号改正）
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則（平成14年12月20日規則第1734号改正）抄
- 1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。
附 則（平成14年12月20日規則第1735号改正）
この規則は、平成15年1月1日から施行する。
附 則（平成15年10月1日規則第1810号改正）
- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則の各条による改正前の各規則の規定により各附属病院から選出された委員である者は、改正後の各規則の規定に基づき選考されたものとみなし、その任期は改正前の各規則に基づく任期を引き継ぐものとする。
附 則（平成16年3月19日規則第1867号改正）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則（平成16年10月1日規則第103号改正）
この規則は、平成16年10月1日から施行する。
附 則（平成17年3月24日規則第160号改正）
- 1 この規則は、平成17年3月26日から施行する。
附 則（平成19年3月16日規則第73号改正）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成20年3月31日規則第110号改正）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則（平成20年11月26日規則第30号改正）
この規則は、平成20年12月1日から施行する。
附 則（平成22年3月16日規則第32号改正）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成22年4月1日規則第1号改正）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成22年7月16日規則第32号改正）
- 1 この規則は、平成22年7月16日から施行し、平成22年7月1日から適用する。
- 2 この規則施行後、情報化推進センターから最初に選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
附 則（平成23年3月31日規則第85号改正）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則（平成23年6月30日規則第7号改正）
この規則は、平成23年7月1日から施行する。
附 則（平成24年3月21日規則第45号改正）
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、疾患プロテオゲノム研究センターから最初に選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
附 則（平成24年4月1日規則第1号改正）
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則（平成25年12月17日規則第49号改正）
この規則は、平成26年1月1日から施行する。
附 則（平成26年3月18日規則第87号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、情報センターから最初に選出される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。